## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法学研究第八十二巻(平成二十一年自一号至十二号)総目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.83, No.4 (2010. 4) ,p.201- 211
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100428-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 法学研究 第八十二巻 (平成二十一年 自一号)

## 総目次

号

頁

 $\equiv$ 

田 坂

中

俊 Œ

原

夫 郎

続・抵当権の複数の被担保債権中の一個債権の保証人による代位弁済と 抵当不動産売却代金の配当―H17/1/27最高裁判決の「理論的分析」

ドイツ民事訴訟法における訴訟費用敗訴者負担の原則に関する

論

説

岩倉使節団とイギリスの教育―使節団の教育機関視察をめぐる考察― …………………… 四 뒫 咒 太 岩 斎 田 谷 藤 昭 和

性犯罪者の釈放と電子監視―韓国における電子監視制度の分析を中心として― ……………

|私人間効力||を論ずることの意義 ......

|大東亜国際法|| 理論—日本における近代国際法受容の帰結— ......

子 郎 夫

木 千 佳子

201

田 山

達

剛

丟 三 卆 宝

明 太

石

欽

司

—異文化接触としての占領期法制改革—「亡命ドイツ法律家」アルフレッド・C・オプラー一一下ンティコネ協会第匹回報告書から読み取れるもの―		―「信託」概念の全容と信託の成立認定― 信託治山の信託が、信託教仏の代の治律协会が、	153	介護の提供と遺贈―アメリカにおける遺言契約をめぐって―	裁判員裁判における量刑評議について―法律専門家としての裁判官の役割―	EU競争法における和解(settlement)手続の導入と課題	―ドイツ商法典三七八条の制定・解釈・削除の経緯から―	瑕疵概念の変容と商法五二八条の命運 一	合併等規定の問題点―会社法改正部分を中心に―	『世界最古の刑法』小考―田能村梅士の中国法制史論―	―絶対的強迫(vis absoluta)と強制的強迫(vis complusiva)の区別に関連して―	フランス民法における強迫(violence)の概念	ヨハン・アーペルの法理論―物権債権峻別論の起源―ー	実行の着手と実行行為	東京裁判における犯罪構成要件の再訪―初期国際刑法史の一断面の素描―	法典延期派・福澤諭吉―大隈外交期―
益	芺	<u>+</u>	三空	会	秃	五芸		蓋	풋	咒		豎	亖	릋	三五	亖
出	清	1	<b>」國</b>	小	小	庄		北	豊	中		前	水	佐	フ	高
	水	Ē	ョ 分	石	池	司		居	泉	島		田	津	藤	ィリップ	Ш
雄	裕	· 克		侑	信	克		.,					: 太	拓	プ・オ	晴
	樹	厚		子	<b>太郎</b>	宏		功	貫太郎	三知子		美千代	郎	磨	フィリップ・オステン	仁

―寺封に関する浄御原令文の存否をめぐって―	『続日本紀』大宝元年八月甲辰条について	自由民権家としての加藤勝弥	信頼とガバナンスはなぜ必要か―政府と市民の視点から―	―東京選挙区における中選挙区制導入の影響を中心に―	第一六回衆議院議員選挙に関する一考察	沖縄地方紙における「記憶の網」	「医療崩壊」の本質と医療行政の見直し	アメリカ連邦最高裁の役割の歴史的変化―自由と安全の調整者の観点から―	よく鳴る風鈴の力学的考察	「法論理」再考―三段論法から対話的なデフォルト論理へ―	正義へのアクセスと合意による紛争解決手段について	竹田敏彦の通俗小説にみえる明治民法観	福祉サービスに関する苦情解決体制―消費者契約の視点から―	グロティウスははたして近代的か	—『女性の権利(Frauenrecht)』紙から—	エミリー・ケンピン=シュピーリと世紀末チューリヒの女性問題	イタリアの成年養子制度	イタリア民事司法の崩壊?—破毀院の危機—	国際ビジネスに必要とされる英語力とは 日本人国際ビジネスパーソンの英語力の実態分析
	=	=	=		=	=	=	=	_	_	_	_	-	-		_	_	_	
	莹	蓋	旱		芜	吾	畫	_	交	물	<u>=</u>	1011	<b></b>	空		盁	卆	흐	至
	長谷山	小川	大		玉	大	笠	大	下	高	カズ	頼	山	Ш		屋	松	中	寺
	Ш	原	山		井	石	原	沢	村	楯	カズオ・	松	П	内		敷	浦	村	内
		Œ	耕				英	秀		文	ワタナベ	瑞	由紀子			=	千。	壽	
	彰	道	輔		清	裕	彦	介	裕	彦	アベ	生	学	進		郎	誉	宏	_

有体物規定に関する基礎的考察I―ヨーホウ物権法部分草案一条をめぐって―!  三	アル・ハラスメント、職場のいじめ・嫌がらせ等を中心として	労働契約における使用者の職場環境配慮義務の法理	招集手続を中心として―	取締役会設置会社以外の株式会社に関する株主総会の法規制  四	の法的意義	新設型組織再編における承認手続	弁済者一部代位論・再論―H17/1/27・最高裁判決を機縁として―	民事訴訟法第三一九条について―最高裁判所と口頭弁論―	カルタヘナ議定書を巡る「貿易と環境」の問題 三	リンの日本人送還政策と日本の冷戦への道(三・完)	リンの日本人送還政策と日本の冷戦への道(二) + 三	福沢諭吉の華族批判―その思想的展開と華族門下生の反応について― +	リンの日本人送還政策と日本の冷戦への道(一) ユ	現代自由主義社会における寛容―少数派文化権の是非をめぐる一考察― ハ 🖁	朝鮮独立問題と信託統治構想―四大国「共同行動」の模索― ハ	アジアにおける大統領・議会関係の比較分析に向けて	消滅時効期間の短期化と確定債権制度	の政策過程と三門峡ダム 六	広東における中国共産党の武装闘争と動員─海陸豊、一九二七年~一九二八年─ ☲ ゼ	適用をめぐる一考察―EU拡大を事例として― 五 四
≡		茥		四九	=	究	秃	_	亳	_	뤂	_	_	咒	_	_	四九		芜	罕
水		内		鈴	Щ	宮	斎	坂	高	横	横	小川	横	松	小业	粕	平	林	阿	東
津		藤		木	本	島	藤	原	島	手	手	原	手	元	此木	谷	野		南	野
太				千件	爲三郎		和	Œ	忠	慎	慎	正	慎	雅	政	祐	裕	秀	友	篤
郎		恵		· 住子	郎	司	夫	夫	義	=	=	道	=	和	夫	子	之	光	亮	子

											ì	法学	研究 8	33巻	4号	(201	0:4	)
韓国の犯罪被害者保護法(翻訳) 三	資料 一种	行政法及びエネルギー法・政府規制産業法の課題 む	最終講義	ロェスレル商法草案「緒言」	アメリカにおける飼主の死後ペット動物を飼育するため信託	日米における内部統制に関する取締役の注意義務―ケアマーク事件を中心に―	取締役の選任行為とその地位	我が国の私法における「賭博」概念の生成と発展について	出版権設定契約の法的性質と信託法理	商法典の編纂と白地手形規定—明治二三年商法による白地手形規定の削除— [	保険法における他保険契約の告知・通知に関する一考察	失念株と株主の権利	商業使用人規定の行方―ドイツ商法との比較―	取締役の善管注意義務と内部統制システムに関する問題	新会社法における株券と株式譲渡をめぐる諸問題	「会社は誰のものか」考	株主名簿閲覧謄写請求権の一考察	瑕疵ある新株予約権行使と株式発行等の効力 ····································
妄		떌		益	盍	歪	忢	霻	五	型	쁟	<b>E</b> O:	荛	荛	臺	<b>=</b>	亖	莹
太 田		藤		高	今	長	重	西	諏訪野	渋	堀	鈴	藤	池	来住野	大	菅	杉
達		原		田	泉	畑	田	原	野	谷	井	木	H	島	野	賀	原	田
也/訳		淳 一		晴	邦	周	麻紀子	慎		光	智	達	祥	真		祥	貴与志	貴
訳		郎		仁	子	史	子	治	大	義	明	次	子	策	究	充	志	洋

,		1747	02.5790.110.	-							
—『食糧対策審議会摘録』の解説を通じて—	占領初期における食糧管理強化への模索(一) ハ	フランス民法担保編における譲渡担保規定の実現 ハ	『征服の精神と簒奪――ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(九) ゼ 一バンジャマン・コンスタン	『征服の精神と簒奪――ヨーロッパ文明との関わりにおいて』 (八) ベ 一バンジャマン・コンスタン	内閣不信任に関する衆議院議院運営委員会議録	『征服の精神と簒奪――ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(七) 五 一バンシャマン・コンスタン	コーロッパ文明との関わりにおいて』(六) 四 一	—その最も重要な根幹について— 国際民事訴訟原則(Principles of Transnational Civil Procedure) 🛭 一	韓国の性犯罪者電子監視法(翻訳) 四 一	ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(五) 三	バンジャマン・コンスタン犯罪者保護v:被害者保護
	土	甘	101	宝	芜	<b>一</b>	<u>79</u>	五	<u>=</u>	卆	<b></b>
	小	平	堤堤	堤堤	増	堤堤	堤堤	春ル	太	堤堤	小佐ク
	田	野	林林	林林	Щ	林林	林林	春日偉知郎/訳ロルフ・シュテュルナー	田達也/訳	林林	小池信太郎 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	義	裕	恵剣訳	恵剣訳	幹	恵剣訳	恵剣 / 訳	から イデュル	也	恵剣訳	郎磨ル
	幸	之	訳	訳	髙	訳	訳	訳す	訳	訳	訳マン

	『征服の精神と簒奪――ヨーロッパ文明との関わりにおいて』(十・完) ハ	バンジャマン・コンスタン
:		
ī	咒	
•	堤堤	
	林林	
ì	恵剣	
	訳	

四九八 未払込分割保険料と相	型九七 亡させた事故について、トラ四九七 亡させた事故について、トラ運転者が殺意をもって歩行者	四九六が否定された事例と看過した場合に、	四九五 競業者である株主によ	四九四 当たらないとされた事例 会社による内閣府令違反の議	〔商法〕	判例研究	旧韓末における外国人法律・外務	『食糧対策審議会摘録』の解	占領初期における食糧管理強化への模索	『征服の精神と簒奪――ヨーロ
未払込分割保険料と相殺した保険金残債務の遅滞にかかる時期	基づく責任を負うとされた事例 亡させた事故について、トラックを保有するレンタカー業者は自賠法三条に運転者が殺意をもって歩行者専用道路内でトラックを暴走させ、歩行者を死	看過した場合に、善管注意義務違反による債務不履行	事例 競業者である株主による株主名簿閲覧謄写の仮処分命令申立てが認められた	例の議決権代理行使の勧誘が株主総会決議取消事由に			外務顧問の外交史的研究	の解説を通じて―	の模索(二・完)	ッパ文明との関わりにおいて』(十・完)
七	六	五	四	=			±		: 九	: 八
<u>=</u>	一名	空	<b>至</b>	兒			芒		吾	四九
堀	八	加	吉	宮	商		田岩洪		小	堤堤
井	島	藤	Ш	島	法 研		中谷 佑十		田	林林
智	宏		信		究		季郎淳		義	恵剣
明	平	修	將	司	会		訳鎬		幸	訳

四九九

の決定額との乖離率に応じて決定するのが相当とされた事例用された事例、二 鑑定費用の負担方法について当事者の主張価格と裁判所一 旧商法二四五条ノ二の「公正ナル価格」の算定に当たってDCF法が採

山 本

公開買付けによらないで株式を買い付けた行為が、平成一七年法律第八七号

○号)、損害賠償債権確定請求控訴事件、判例時報二○三○号二○頁 60 とされた事例、三 控訴に伴う執行停止の申立てにおいて相手方が被る損害の算定 上決定の後民事再生手続開始決定がされたときの損害の算定 上決定の後民事再生手続開始決定がされたときの損害の算定 所に伴う執行停止の申立てにおいて相手方が被る損害について未必的な故意があ訴に伴う執行停止の担保により担保される損害賠償請求権の性質、二 控 控訴に伴う執行停止の担保により担保される損害賠償請求権の性質、二 控	〔下級審民訴事例研究〕	四二〇 平一九5〔民集六一卷九号三三六四頁〕	四一九 平二〇3〔民集六二巻七号二〇一三頁〕	四一八 平二〇2〔民集六二巻一〇号二五〇七頁〕	四一七 平一九4 〔民集六一卷八号三一八六頁〕	四一六 平二〇1〔民集六二巻三号八六〇頁〕	[最高裁民訴事例研究]	五〇二 被保険者に対する債務者による故意の事故招致	五〇一 譲渡制限株式の相続人に対する会社の株式売渡請求権の行使期間の起算点	為となるとされた事例 五〇〇 による改正前の証券取引法二七条の二第一項に違反し、株主に対する不法行
九		<u>±</u>	八	七	六	<b>Z9</b>		<u>±</u>	+	九
三七		三 吾	二	薑	<b>一</b>	三		豐	尘	一卆
小	民車	春	河	坂	Ξ	村	: 民 事	西	来	島
原	訴訟	日	村	原	木	田	訴訟	原	来住野	田
将	·····民事訴訟法研究会	偉	好	īE.	浩	典	民事訴訟法研究会	慎		志
照	究会	<b>偉</b> 知 郎	彦	夫		子	究 会	治	究	帆

内山秀夫先生追悼記事	寺崎修教授略歴・主要業績	森征一教授略歴・主要業績	特別記事	柏原宏紀『工部省の研究―明治初年の技術官僚と殖産興業政策―』	門松秀樹『開拓使と幕臣―幕末・維新期の行政的連続性―』	紹介と批評	害賠償請求事件、一部破棄差戻し・一部棄却、裁判所時報一四六一号一五頁)平成二○年六月一○日第三小法廷判決(最高裁平成一八年(受)第二六五号、損23 することができないとして請求を棄却した原審の判断に違法があるとされた事例としながら、民訴法二四八条の適用について考慮することなく、損害の額を算定採石権侵害の不法行為を理由とする損害賠償請求事件において、損害の発生を前		[民集未登載最高裁民訴事例研究]	異議控訴事件、判例時報一九八四号三九頁(1)大阪高裁平成一八年一二月一三日判決(平成一八年(ネ)第一八七三号)、請求(権権を持つ)を持ている。	責権皆弋立権の訴訟こよる亍吏上皮弋立責権の皮伝寸適各
=	三 <u>=</u>	一 10景		一世	<b>+</b>		五	<b>=</b>		<del>+</del>	
뤂	=	完			九加加		六	元		<b>六</b>	
				小川原	松口		川	小	氏 事 訴	中	
					尾工		嶋	原	民事訴訟法研	島	
				E	正 ·		隆	将	研究会	弘	
				道	人		憲	照	会	雅	

尹秀鍾君学位請求論文審査報告

遠山嘉博君学位請求論文審査報告太田俊太郎先生追悼記事

平成二一年度 慶應法学会総会・研究大会 共通論題パネル「東アジアはどこへゆくのか」 商法判例研究五〇〇回記念寄稿

神谷不二先生追悼記事

松本三郎先生追悼記事

± ± +

그 들

一

蓋 益

加藤修教授略歴・主要業績葛西まゆこ君学位請求論文審査報告

211